社会福祉法人愛光会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人愛光会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会への出席報酬）

第3条　役員が理事会または評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２ 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

３この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（理事及び評議員の報酬）

第4条　役員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する児童福祉事業及び障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（監事の報酬）

第5条　監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

２ 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第6条　役員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費を支給することができる。

（改正）

第7条　この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則　この規程は、平成２９年６月１４日から施行する。

２０１９年1月1日一部改定。

別表１（第３条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	３，０００円	１，０００円
評議員会出席報酬等	３，０００円	１，０００円

別表２（第４条及び第５条関係）

名 称	報 酬１日	実費弁償費
役員業務報酬等	５，０００円	１，０００円
監事監査指導報酬等	５，０００円	１，０００円

別表３（第６条関係）

名 称	報酬１日	旅 費
報酬及び旅費	５，０００円	管理職職員旅費相当